

**②福島県における  
原子力災害からの復旧・復興  
(農業)**

# 原子力発電所事故による避難指示区域・拠点区域の解除について

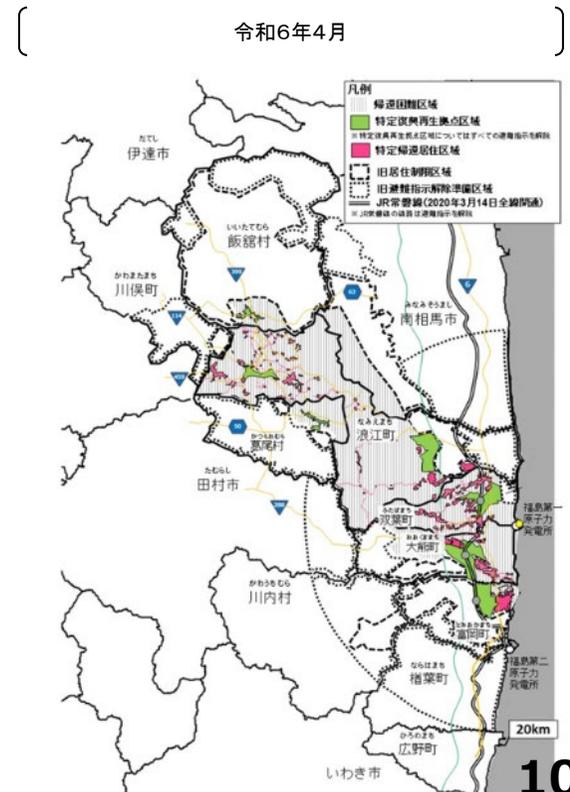
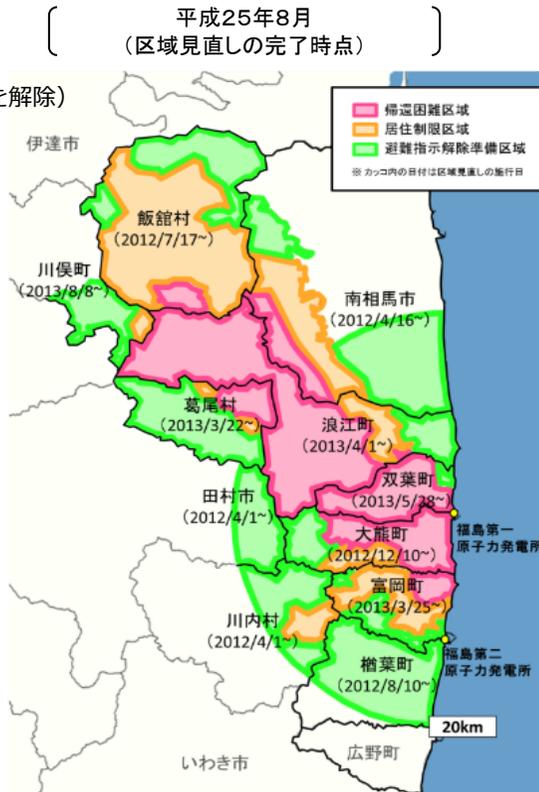


- ・平成23年12月以降、市町村ごとに順次、「避難指示区域」の見直し等を実施し、令和2年3月までに帰還困難区域を除き、全ての避難指示区域を解除。
- ・帰還困難区域内に特定復興再生拠点区域を設定した双葉町、大熊町、富岡町、葛尾村、浪江町、飯館村は下記のとおり拠点区域を解除。
- ・帰還困難区域内に特定帰還居住区域を設定した大熊町、双葉町、浪江町、富岡町は下記のとおり計画の認定を受けた。

- 令和2年3月4日：双葉町（特定復興再生拠点区域の一部解除、避難指示解除準備区域を解除）
- 令和2年3月5日：大熊町（特定復興再生拠点区域の一部解除）
- 令和2年3月10日：富岡町（特定復興再生拠点区域の一部解除）
- 令和4年6月12日：葛尾村（特定復興再生拠点区域を解除）
- 令和4年6月30日：大熊町（特定復興再生拠点区域を解除）
- 令和4年8月30日：双葉町（特定復興再生拠点区域を解除）
- 令和5年3月31日：浪江町（特定復興再生拠点区域を解除）
- 令和5年4月1日：富岡町（特定復興再生拠点区域を解除）
- 令和5年5月1日：飯館村（特定復興再生拠点区域及び特定復興再生拠点区域外を解除）
- 令和5年11月30日：富岡町（特定復興再生拠点区域を解除）

- 令和5年9月29日：大熊町（特定帰還居住区域復興再生計画の認定）
- 令和5年9月29日：双葉町（特定帰還居住区域復興再生計画の認定）
- 令和6年1月16日：浪江町（特定帰還居住区域復興再生計画の認定）
- 令和6年2月2日：大熊町（特定帰還居住区域復興再生計画（変更）の認定）
- 令和6年2月16日：富岡町（特定帰還居住区域復興再生計画の認定）
- 令和6年4月23日：双葉町（特定帰還居住区域復興再生計画（変更）の認定）

区域名	概要
帰還困難区域	避難指示区域のうち、平成24年3月時点での空間線量率から推定された年間積算線量が50mSvを超えており、5年が経過しても年間積算線量が20mSvを下回らないおそれのある地域
特定復興再生拠点区域	帰還困難区域内に避難指示を解除し居住を可能とする区域として市町村長が区域の設定及び同区域における環境整備に関する計画を作成、同計画を内閣総理大臣が認定し、計画に基づく整備事業を実施（令和5年11月時点で全て避難指示解除）
特定帰還居住区域	特定復興再生拠点区域外の住民の帰還要望に応えるため、避難指示の解除により住民の帰還とその後生活再建を目指す区域として、市町村長が区域の設定及び同区域における環境整備（除染やインフラ等の整備）に関する計画を作成、同計画を内閣総理大臣が認定し、計画に基づく整備事業を実施（大熊町、双葉町、浪江町、富岡町で認定済み）
居住制限区域	避難指示区域のうち、平成24年3月時点での空間線量率が20ミリベール超、50ミリベール以下の地域（平成31年4月に全て解除）
避難指示解除準備区域	避難指示区域のうち、平成24年3月時点での空間線量率から推定された年間積算線量が20ミリベール以下となることが確認された地域（令和2年3月に全て解除）



# 実証事業の結果を踏まえて、農地の除染を推進

現地のお場で行った実証試験で、表土の削り取りにより土壌の放射性セシウム濃度が8～9割減少するなどの効果を確認。この結果を踏まえ、環境省が関係省庁と連携して、土壌の放射性セシウム濃度に応じてそれぞれ技術を適用して農地を除染。

土壌の放射性セシウム濃度	適用する主な技術	適用例	
～5,000Bq/kg	反転耕、移行低減栽培（※）、表土の削り取り（未耕起圃場） ※ 作物による土壌中の放射性セシウムの吸収を抑制するため、カリウム肥料を施用する栽培方法。	 反転耕（畑、水田、牧草地）	 移行低減栽培
5,000～10,000Bq/kg	表土の削り取り、反転耕、水による土壌攪拌・除去	 表土の削り取り（畑、水田、牧草地）	 水による土壌攪拌・除去（水田）
10,000～25,000Bq/kg	表土の削り取り	 固化剤を用いた削り取り	 芝・牧草のはぎ取り
25,000Bq/kg～	固化剤を用いた表土の削り取り、芝・牧草のはぎ取り	 固化剤を用いた削り取り	 芝・牧草のはぎ取り

# 農地・森林を計画的に除染

福島県内の農地・森林について、国直轄除染地域（除染特別地域\*）は環境省が、市町村除染地域（汚染状況重点調査地域）は市町村等が除染実施計画に基づき除染を実施し、平成30年3月19日までに帰還困難区域を除く全ての面的除染が完了。除去土壌等については中間貯蔵施設への搬入が計画的に実施され、ほぼ完了している。また、除去土壌等は中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了する方針。

## 福島県内の農地・森林の除染実施状況

- 国直轄除染地域（除染特別地域）  
平成28年度末に、帰還困難区域を除き完了
- 市町村除染地域（汚染状況重点調査地域）  
平成29年度末に完了

## 福島県における除去土壌等の処理（イメージ）

除染に伴う土壌・廃棄物の発生

現場保管・仮置場

焼却可能なものは焼却して減容化

中間貯蔵施設

再生利用・最終処分



- 中間貯蔵施設用地の取得状況（令和6年12月末時点）

全体面積	契約済面積	割合
約1,600ha	約1,303ha	約81%

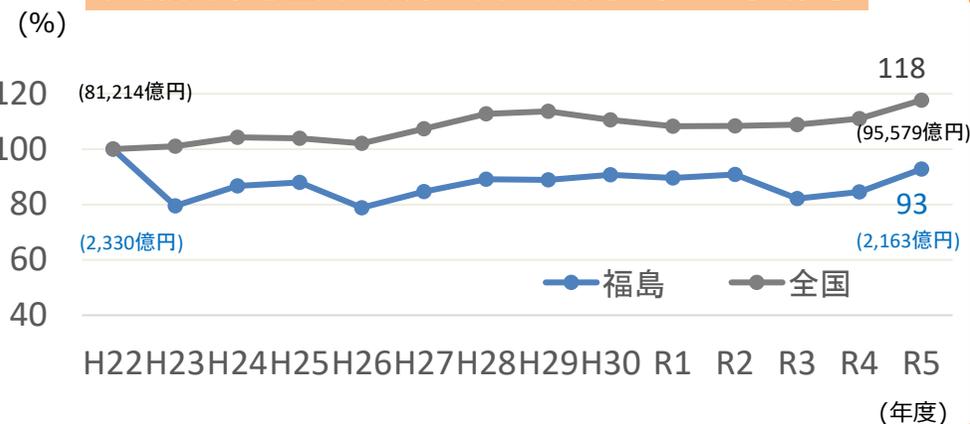
- 中間貯蔵施設への搬入状況（令和6年12月末時点）

輸送対象物量	搬入量	割合
約1,400万m <sup>3</sup>	約1,400万m <sup>3</sup>	約99%

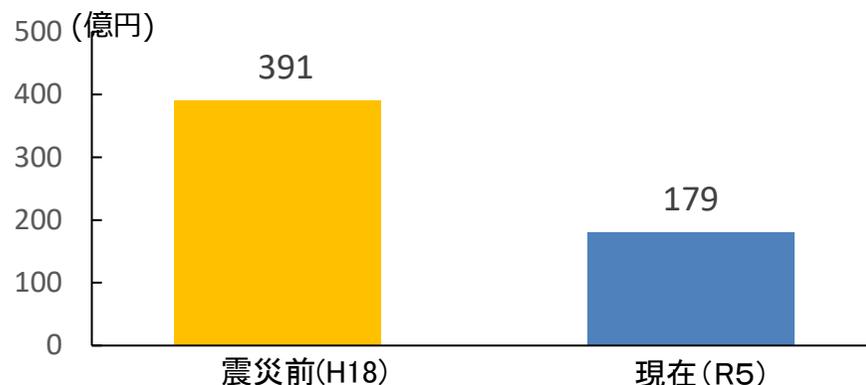
\*田村市、楡葉町、川内村、大熊町、葛尾村、川俣町、双葉町、飯舘村、富岡町、浪江町、南相馬市

- 農業産出額は、県全体では震災前の約9割まで回復しているが、原子力被災12市町村では、震災前の約5割に留まっている。
- 原子力被災12市町村における令和7年度末の営農再開目標10,000haに対する進捗は86%（令和5年度末時点）。

○【福島県と全国の農業産出額の推移（H22年比）】



○農業産出額（原子力被災12市町村）



○営農再開面積の推移（原子力被災12市町村）



# 原子力被災12市町村の農業の状況

- 原子力被災12市町村の経営耕地総面積20,869haのうち、営農休止面積は、田村市、南相馬市、川俣町の一部面積を除いた17,298ha。
- 1経営体当たりの経営耕地面積は、震災前と比較して規模が拡大(H22年 1.8ha → R2年 2.5ha)。

## ○ 経営耕地の状況

	経営耕地 総面積 (ha)		経営耕地のある 経営体数		1経営体当たり 経営耕地面積 (ha)	
	震災前	震災後	震災前	震災後	震災前	震災後
広野町	269	185	230	76	1.2	2.4
田村市	3,824	2,310	3,326	1,835	1.1	1.3
川内村	605	366	349	119	1.7	3.1
檜葉町	584	215	442	37	1.3	5.8
葛尾村	397	36	239	17	1.7	2.1
南相馬市	7,486	4,058	3,052	735	2.5	5.5
川俣町	816	399	672	252	1.2	1.6
飯舘村	2,331	113	763	41	3.1	2.8
浪江町	2,035	-	1,030	-	2.0	-
富岡町	864	12	506	5	1.7	2.4
大熊町	936	-	480	-	2.0	-
双葉町	722	-	383	-	1.9	-
原子力被災12市町村	20,869	7,694	11,472	3,117	1.8	2.5

※農林業センサスより引用。震災前はH22年（2010年）、震災後はR2年（2020年）から引用。

# 原子力被災12市町村の営農再開の状況

- 避難指示解除の時期や帰還状況（居住率）により、市町村の営農再開割合に差が出ており、特に帰還困難区域がある町村の営農再開に遅れ。

市町村名	避難指示解除時期	居住率(居住者数) (令和6年3月)		営農再開の状況			
				営農休止面積 (ha)	再開面積 (令和6年3月) (ha)	再開割合 (%)	【参考】 休止面積のうち帰還困難区域内の 農地面積(ha)
広野町	—	90%	(4,094人)	269	230	85.5	0
田村市(都路地区)	H26.4.1	86%	(197人)	893	541	60.6	0
川内村	H26.10.1	83%	(1,884人)	605	357	59.0	0
檜葉町	H27.9.5	68%	(4,360人)	585	422	72.2	0
葛尾村	H28.6.12	37%	(463人)	398	151	37.9	23
南相馬市全域	—	95%	(53,454人)	7,289	5,038	69.1	2
うち小高区	H28.7.12	63%	(4,356人)	2,581	1,187	46.0	0
川俣町(山木屋地区)	H29.3.31	51%	(324人)	375	259	69.1	0
飯館村	H29.3.31	33%	(1,536人)	2,330	760	32.6	147
浪江町	H29.3.31	14%	(2,186人)	2,034	545	26.8	703
富岡町	H29.4.1	20%	(2,344人)	861	253	29.4	288
大熊町	H31.4.10	7%	(646人)	936	39	4.2	817
双葉町	R2.3.4	1%	(41人)	723	4	0.5	688
合計				17,298	8,599	49.7	2,668

- ・避難指示解除が早い市町村順に列挙。
- ・居住率(居住者数)の対象区域は、田村市(都路地区一部)、川俣町(山木屋地区))、それ以外は全域。
- ・営農休止面積は2010年世界農林業センサスより整理。うち帰還困難区域内の農地面積は、R6年7月福島県による市町村からの聞き取り。
- ・再開面積は福島県調べ。小数点以下を四捨五入しており、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。
- ・再開割合は営農再開面積(R5.3)/営農休止面積。帰還困難区域内の面積には、特定復興再生拠点区域内の農地を含む。
- ・特定復興再生拠点区域の解除時期：葛尾村 R4.6.12、大熊町 R4.6.30、双葉町 R4.8.30、浪江町 R5.3.31、富岡町 R5.4.1、飯館村 R5.5.1

# 原子力被災12市町村の営農再開の状況

市町村名	水稻	畑作物、野菜、工芸作物、果樹	花き、花木	畜産	飼料作物
広野町	作付再開 (26年産～) 195ha	出荷制限解除 (野菜: 23年11月) ・小麦: 5.7ha、大豆: 2.0ha、そば: 4.1ha、 たまねぎ: 0.1ha、キャベツ: 2.4ha、 ブルーベリー: 0.2ha 等	キクの販売 (25年度～)、小ぎく等の実証栽培・販売 (26年度～) ・トルコギキョウ: 0.4ha 等	原乳の出荷制限解除 (23年10月)、牛肉の出荷制限解除 (31年3月) ・和牛繁殖 (1戸)、肉用牛肥育 (1組織)	2.7ha
田村市 (都路町)	作付再開 (26年産～) 326ha	出荷制限解除 (野菜: 25年3月) ・そば: 0.9ha、えごま: 0.3ha、トマト: 0.6ha、 ピーマン: 0.6ha 等	リンドウの実証栽培 (27年度)・販売 (28年度～) —	実証栽培 (27年: 牧草22a)、水田放牧実証試験 (29年: 肉用牛)、原乳の出荷制限解除 (福島第一原発から半径20km圏内の区域) (28年12月)、牛肉の出荷制限解除 (31年3月) ・和牛繁殖 (32戸、2組織)、肉用牛肥育 (1組織)、養豚 (1組織)、 養鶏 (1組織)	—
川内村	作付再開 (26年産～) 216ha	出荷制限解除 (野菜: 27年2月) ・小麦: 0.4ha、そば: 47.6ha、トマト: 0.8ha、 えごま: 6.8ha、ぶどう: 4.9ha 等	トルコギキョウの実証栽培・販売 (25年度～)、リンドウの実証栽培 (26年度)・販売 (27年度～) ・トルコギキョウ: 0.2ha 等	実証栽培 (26年: 飼料作物3a)、原乳の出荷制限解除 (福島第一原発から半径20km圏内の区域) (28年12月)、牛肉の出荷制限解除 (31年3月) ・和牛繁殖 (8戸)、酪農 (1戸)、養豚 (1組織)、養鶏 (2戸)	21.8ha
檜葉町	作付再開 (29年産～) 332ha	出荷制限解除 (野菜: 27年2月) ・かんしょ: 57.0ha、たまねぎ: 2.8ha、 トマト: 1.0ha 等	トルコギキョウ等の実証栽培・販売 (27年度～) ・トルコギキョウ: 0.5ha、ユウカリ: 1.8ha 等	実証栽培 (26年: 牧草30a、27年: 牧草30a)、肉用牛の飼養実証 (28年: 1戸)、乳用牛の飼養実証 (28年: 1戸)、原乳の出荷制限解除 (福島第一原発から半径20km圏内の区域) (28年12月)、牛肉の出荷制限解除 (31年3月) ・和牛繁殖 (3戸、1組織)、酪農 (1組織)	37.0ha
葛尾村	作付再開 (30年産～) 63ha	避難指示解除準備区域及び居住制限区域で出荷制限解除 (野菜: 28年3月)、特定復興再生拠点区域で出荷制限解除 (野菜: R4年4月) ・大豆: 2.7ha、そば: 18.6ha、 ピーマン: 0.3ha、ぶどう: 0.1ha 等	トルコギキョウの実証栽培・販売 (29年度～)、コショウの栽培・販売 (30年度) ・胡蝶蘭: 0.2ha 等	実証栽培 (26年: 牧草8a、27年: 牧草8a)、原乳の出荷制限解除 (帰還困難区域を除く) (28年12月)、乳用牛の飼養実証 (30年: 1戸)、牛肉の出荷制限解除 (帰還困難区域を除く) (31年3月)、牛肉の出荷制限解除 (特定復興再生拠点区域に限る) (6年3月) ・和牛繁殖 (12戸、3組織)、肉用牛肥育 (1組織)、 酪農 (1組織)、養鶏 (1戸、2組織)、めん羊 (1組織)、山羊 (1組織)	39.3ha
南相馬市	作付再開 (27年産～) 3,648ha	避難指示解除準備区域及び居住制限区域で出荷制限解除 (野菜: 28年3月、うめ: R2年2月、大豆: 27年10月) ・小麦・大麦: 24.0ha、大豆: 129.7ha、 なたね: 20.2ha、たまねぎ: 3.4ha、 ブロッコリー: 47.8ha、うめ: 7.0ha ぶどう: 1.0ha 等	カスミノウの実証栽培・販売 (小高区、28年度～)、小ぎくの販売 (小高区、29年度～) ・トルコギキョウ: 0.1ha 等	実証栽培 (26年: 牧草8a、27年: 牧草8a)、原乳の出荷制限解除 (帰還困難区域を除く) (28年12月)、乳用牛の飼養実証 (30年: 1戸)、牛肉の出荷制限解除 (帰還困難区域を除く) (31年3月) ・和牛繁殖 (1戸)、養豚 (1組織)、養鶏 (1戸)、 めん羊 (1組織)	107.9ha
川俣町 (山木屋)	作付再開 (R1年産～) 101ha	出荷制限解除 (山木屋区域) (野菜: 28年3月) ・小麦、ライ麦: 0.7ha、そば: 10.4ha、ねぎ: 1.3ha、 トマト: 0.5ha、ブルーベリー: 0.6ha、 ぶどう: 0.9ha 等	トルコギキョウの実証栽培 (25年度)・全農家で栽培再開 (26年度～)、リンドウの実証栽培 (26年度)・販売 (27年度～)、アンズリュウムの栽培 (30年度) ・トルコギキョウ: 1.9ha 等	実証栽培 (26年: 飼料作物10a、27年: 飼料作物22a)、原乳の出荷制限解除 (山木屋区域) (30年3月)、牛肉の出荷制限解除 (帰還困難区域を除く) (31年3月) ・和牛繁殖 (1戸)、酪農 (1戸)、養豚 (1組織)、養鶏 (1組織)	155.9ha
飯舘村	作付再開 (30年産～) 257ha 実証栽培 (R6年産～)	避難指示解除準備区域及び居住制限区域で出荷制限解除 (帰還困難区域を除く) (野菜: 29年3月) ・小麦・大麦: 0.6ha、大豆: 20.3ha、そば: 97.7ha、 なたね: 13.4ha、えごま: 2.2ha、ばれいしょ: 1.2ha、 かぼちゃ: 2.1ha、いちご: 0.4ha、 ブルーベリー: 1.8ha 等	小ぎくの実証栽培・販売 (29年度)、カスミノウ・トルコギキョウ等の販売 (29年度～) ・トルコギキョウ: 0.7ha ユウカリ: 0.2ha 等	肉用牛の飼養実証 (28年: 1戸)、水田放牧の実証 (29年: 肉用牛)、原乳の出荷制限解除 (帰還困難区域を除く) (30年3月)、牛肉の出荷制限解除 (帰還困難区域を除く) (31年3月)、牛肉の出荷制限解除 (特定復興再生拠点区域に限る) (6年3月) ・和牛繁殖 (10戸、1組織)、酪農 (1組織)、養豚 (1組織)、 養鶏 (1戸、1組織)	128.8ha
浪江町	作付再開 (R1年産～) 302ha 試験栽培 (R5年産～)	避難指示解除準備区域及び居住制限区域で出荷制限解除 (野菜: 29年3月)、特定復興再生拠点区域で出荷制限解除 (野菜: R5年5月) ・大豆: 15ha、そば: 36ha、なたね: 21ha えごま: 8ha、たまねぎ: 11ha、ねぎ: 22ha 等	トルコギキョウの販売 (26年度～)、ユウカリの販売 (30年度)、カキツバタ・コウホネ・水仙の実証栽培 (30年度) ・トルコギキョウ: 4.0ha 等	実証栽培 (27年: 飼料作物、牧草20a、28年: 牧草30a)、原乳の出荷制限解除 (帰還困難区域を除く) (30年3月)、牛肉の出荷制限解除 (帰還困難区域を除く) (31年3月)、牛肉の出荷制限解除 (特定復興再生拠点区域に限る) (6年3月) ・酪農 (1組織)、養鶏 (1戸)	5.0ha
富岡町	作付再開 (R1年産～) 148ha	避難指示解除準備区域及び居住制限区域で出荷制限解除 (野菜: 29年3月)、特定復興再生拠点区域で出荷制限解除 (野菜: R5年5月) ・小麦等: 6.9ha、大豆: 15.4ha、そば: 28.7ha、 なたね: 31.2ha、たまねぎ: 9.6ha、ぶどう: 3.8ha 等	・トルコギキョウ: 0.3ha、ユウカリ: 0.1ha 等	実証栽培 (28年: 飼料作物12a)、原乳の出荷制限解除 (帰還困難区域を除く) (30年3月)、牛肉の出荷制限解除 (帰還困難区域を除く) (31年3月)、牛肉の出荷制限解除 (特定復興再生拠点区域に限る) (6年3月) —	4.4ha
大熊町	作付再開 (R5年産～) 14ha	避難指示解除準備区域及び居住制限区域で出荷制限解除 (野菜: 29年3月)、特定復興再生拠点区域で出荷制限解除 (野菜: R5年5月) ・大豆: 7.6ha、かんしょ: 1.4ha、えごま: 0.2ha、 いちご: 2.0ha、しょうが: 3.0ha 等	—	牛肉の出荷制限解除 (帰還困難区域を除く) (31年3月)、牛肉の出荷制限解除 (特定復興再生拠点区域に限る) (6年3月) ・めん羊 (1組織)	—
双葉町	試験栽培 (R3年産～)	特定復興再生拠点区域で出荷制限解除 (野菜: R4年4月) ・ブロッコリー: 3.7ha	水田における地力増進作物の実証栽培 (28年度～) —	牛肉の出荷制限解除 (帰還困難区域を除く) (31年3月)、牛肉の出荷制限解除 (特定復興再生拠点区域に限る) (6年3月) —	—

※米の作付面積 (田村市は第一原発から半径30km圏内) は、福島県からの聞き取りによるもの (R6: 10月)。※野菜、果樹、畑作物、工芸作物、花き、花木の作付面積は市町村からの聞き取りによるもの (令和5年に収穫したものを集計)。

# 原子力被災12市町村の農地・農業用施設等の復旧・整備

原子力被災12市町村の営農再開に向けて、農地・農業用施設等の災害復旧事業を実施。

県や市町村による農地・農業用施設等の災害復旧事業が迅速に進むよう支援。

農家の帰還状況等を踏まえ、担い手の確保と持続的経営が可能となる農地の大区画化・汎用化を行い、高収益作物への転換や生産性の向上を促進。

## これまでの主な取組

### 農業用施設等の復旧

- 南相馬市及び浪江町の排水機場について、知事から要請を受け、直轄で復旧工事を実施し、8 機場全て完了。
  - 国営かんがい排水事業「請戸川地区」の大柿ダム、幹線用水路等について、直轄で復旧工事を実施し完了。
- 農地海岸※1については、帰還困難区域の3地区を除いて復旧工事が完了。



排水機場の復旧状況(谷地排水機場)

※1農地海岸とは背後地の農地を保全するための海岸施設。

- 農地整備※2については、農業者の帰還を促しつつ、県が事業主体となり整備要望の約8割に着手、うち約6割で整備を完了する見込み。

農地の整備状況

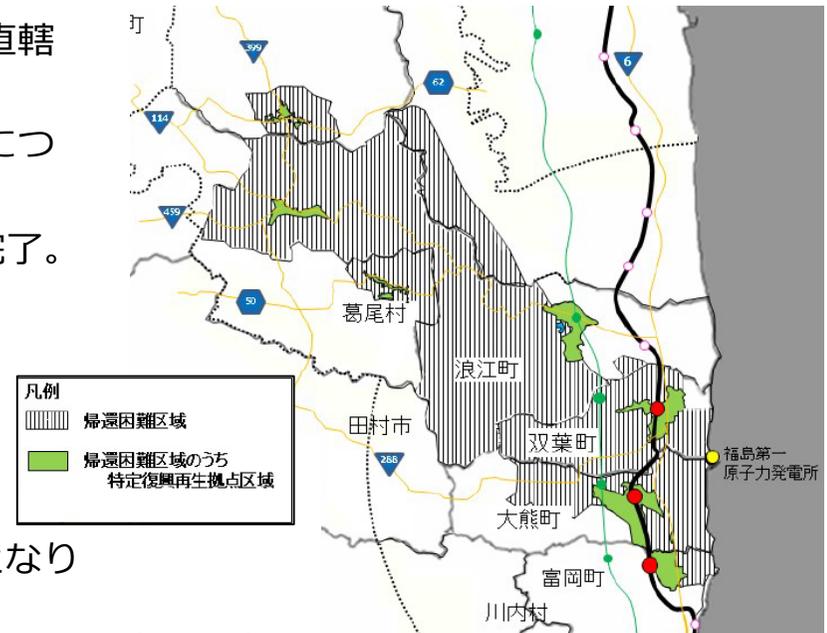
(農地整備対象面積は整備済と整備予定の合計で約4,460ha)

(令和6年3月末時点)

整備済	整備予定
2,580ha (58%)	1,880ha (42%)

※2農地整備の主な内容は大区画化等。

(令和5年5月1日時点)



◇馬場西地区(南相馬市)◇



# 原子力被災12市町村の農地の整備状況

- 原子力被災12市町村の営農休止面積17,298haのうち、農地整備対象面積（整備済と整備予定の合計）は約4,460ha。令和5年度末までに2,580ha（58%）が整備済。
- 避難指示区域※<sup>1</sup>は避難指示区域以外の区域※<sup>2</sup>に比べて、令和5年度までに完了した面積の割合が小さい。

## 農地の整備状況

### 原子力被災12市町村全体（農地整備対象面積 約4,460ha）



### 原子力被災12市町村のうち、

#### 避難指示区域※<sup>1</sup>（農地整備対象面積 約2,110ha）



#### 避難指示区域以外の区域※<sup>2</sup>（農地整備対象面積約2,350ha）



※<sup>1</sup>：福島第一原子力発電所から半径20km圏内等の過去に避難指示が出された区域及び帰還困難区域のうち特定復興再生拠点区域  
南相馬市の一部、田村市の一部、川内村の一部、川俣町の一部、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、葛尾村、飯舘村

※<sup>2</sup>：避難指示区域以外の、緊急時に屋内退避や避難が可能な準備が常に必要とされた旧緊急時避難準備区域、その他の営農が休止された区域  
南相馬市の一部、田村市の一部、川内村の一部、広野町

※ 農地整備の主な内容は大区画化等

※ 農地整備対象面積は福島県からの聞き取りによる

# ため池等の放射性物質による影響調査と対策を実施

ため池については、放射性物質の実態を把握するとともに、利用や管理に及ぼす影響を軽減するための対策を検討するため各種調査を実施。

調査結果を踏まえ、利用・管理に支障が生じているため池については、その影響に応じて、放射性物質対策を推進。令和6年3月末時点で対策対象ため池993箇所のうち、852箇所において対策完了。

## 福島県のため池調査結果

### 水質の放射性セシウム濃度 (平成26年度)

	避難指示区域外		避難指示区域			
			避難指示解除準備		居住制限・帰還困難	
検出下限値未満	2,234	98%	145	97%	73	53%
検出	53	2%	5	3%	65	47%
計	2,287	100%	150	100%	138	100%
最高 (Bq/L)	9		5		86	

注：検出下限値は、<sup>134</sup>Cs、<sup>137</sup>Csともに1Bq/L

### 底質の放射性セシウム濃度 (平成26年度)

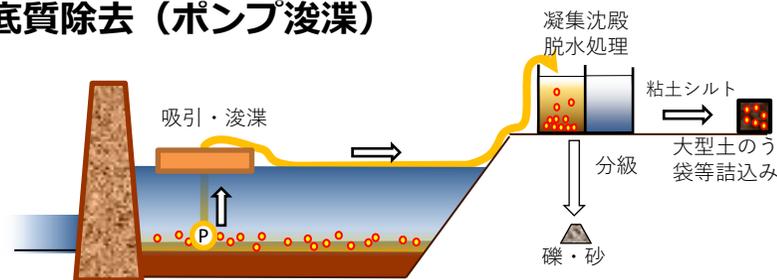
乾重量当たり濃度 (Bq/kg)	避難指示区域外		避難指示区域			
			避難指示解除準備		居住制限・帰還困難	
～1千	638	24%	21	13%	2	2%
1千超～8千以下	1,449	55%	94	57%	20	14%
8千超～10万以下	557	21%	50	30%	86	61%
10万超～	3	0%	-	-	33	23%
計	2,647	100%	165	100%	141	100%
最低～最高 (Bq/kg)	<20～222,000		13～69,000		150～690,000	

注：乾重量当たり濃度 (Bq/kg) 8千超の場合に対策を検討

## ため池の放射性物質対策工法の例

放射性セシウム濃度の高い底質を除去し、底質の放射性セシウム濃度を下げる対策である。

### ①底質除去 (ポンプ浚渫)



貯水したまま、ポンプ等により底質を吸引し分級、脱水等を行った後に、中間貯蔵施設へ搬入するため、大型土のう袋等へ詰込みを行う。

### ②底質除去 (バックホウ掘削)



落水後、バックホウ等により底質を掘削し分級、脱水等を行った後に、中間貯蔵施設へ搬入するため、大型土のう袋等へ詰込み。